

中間のまとめからの主な変更点について【高齢者・介護保険事業計画】

No.	箇所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）
1	P. 2 第1章 策定の 考え方 1 計画の目的	本区では、令和5年（2023年）1月1日現在、区民の約5人に1人（19.0%）が高齢者となり、国の割合よりも低いものの、今後、高齢者人口の増加が見込まれています。	本区では、令和6年（2024年）1月1日現在、区民の約5人に1人（18.8%）が高齢者となり、国の割合よりも低いものの、今後、高齢者人口の増加が見込まれています。
2	P. 20 第3章 高齢者 を取り巻く現状 と課題 1 文京区の地域 特性 2) 人口の状況 ② 高齢者人口及 び高齢化率の推 移	○高齢者人口に占める前期高齢者（65歳から74歳まで）の割合は、令和20年（2038年）まで増加した後、減少傾向に転じ、令和45年（2063年）以降は再び増加する見込みです。一方、後期高齢者については、75～84歳は令和35年（2053年）から減少していきませんが、85歳以上は増加し続ける見込みです。	○高齢者人口に占める前期高齢者（65歳から74歳まで）の割合は、 <u>現在から</u> 令和20年（2038年）まで増加した後、減少傾向に転じ、令和45年（2063年）以降は再び増加する見込みです。一方、 <u>人口が増加し続ける後期高齢者（75歳以上）の割合</u> については、 <u>団塊の世代の影響を受け、75～84歳は令和10年（2028年）にピークアウトした後、令和20年（2038年）以降増加に転じ令和35年（2053年）から減少、85歳以上は令和20年（2038年）まで増加し続け、減少に転じた後、令和30年（2048年）以降は増加し続ける見込みです。</u>
3	P. 22 3) 世帯の状況 ② 高齢者のいる 世帯の推移	○高齢者夫婦のみ世帯は増加傾向にあり、高齢者単独世帯は、令和2年で減少しています。また、高齢者のいる世帯に占める単独世帯の割合は令和2年で40.4%となり、4割程度で推移しています。	○高齢者夫婦のみ世帯は増加傾向にあり、高齢者単独世帯は、令和2年で減少しています。また、高齢者のいる世帯に占める単独世帯の割合は令和2年で40.4%となり、 <u>平成22年から</u> 4割程度で推移しています。
4	P. 28 7) 介護給付費と 利用者数の推移	○地域密着型サービスの利用者数は、小規模な通所介護が居宅サービスから移行した平成28年度に大きく増加した後に <u>緩やかな増加</u> で推移しています。	○地域密着型サービスの利用者数は、小規模な通所介護が居宅サービスから移行した平成28年度に大きく増加した後に <u>概ね横ばい</u> で推移しています。
5	P. 31 11) 特別養護老人 ホーム入所希望	特別養護老人ホームの入所希望者の人数は、令和3年以降300人台前半で推移しています。このうち、入所や辞退等をされる方が毎年約300人です。	特別養護老人ホームの入所希望者の人数は、令和3年以降300人台前半で推移しています。このうち、入所や辞退等をされる方が毎年約300人 <u>あり入れ替わっています。</u>

No.	箇所	変更前（中間のまとめ）							変更後（案）						
	者数の推移								また、施設から入所のご案内をした際、予約的な申込みや医療を要する身体状態などの理由により入所に至らない場面があり、一部の施設では一時的に空床が見られる状況となっています。						
6	P. 73 第5章 計画の体系と計画事業 2 計画事業 1-3-2 認知症サポーター養成講座	3年間の計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度	3年間の計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
年間サポーター養成数	人		765	1,000	1,000	1,000	年間サポーター養成数	人		765	1,000	1,000	1,000		
文京区サポーター総数	人		17,330	<u>18,300</u>	<u>19,300</u>	<u>20,300</u>	文京区サポーター総数	人		17,330	<u>19,000</u>	<u>20,000</u>	<u>21,000</u>		
実践講座の参加者数	人		23	20	20	20	実践講座の参加者数	人		23	20	20	20		
7	P. 76 1-3-13 認知症の本人と家族を支える地域のネットサーキング	事業概要	認知症になっても人として尊重され、希望を持って自分らしく生きることができるまちづくりを推進するため、本人や家族のニーズと「チームオレンジ Bunkyo」サポーターをつなぐ仕組みを構築し、本人と家族を支える地域のネットワーキングを強化します。						事業概要	認知症になっても人として尊重され、希望を持って自分らしく生きることができるまちづくりを推進するため、 <u>認知症本人との交流会等</u> 本人や家族のニーズと「チームオレンジ Bunkyo」サポーターをつなぐ仕組みを構築し、本人と家族を支える地域のネットワーキングを強化します。					
8	P. 82 1-6-5 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進	事業概要	<p>成年後見制度利用促進基本計画で定められた、福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援」機能を備える、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関を、文京区社会福祉協議会に委託して運営します。</p> <p>中核機関の取組として、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図るとともに、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発を行い、</p>						事業概要	<p>成年後見制度利用促進基本計画で定められた、福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援」機能を備える、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関を、文京区社会福祉協議会に委託して運営します。</p> <p>中核機関の取組として、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図ります。</p> <p><u>あわせて</u>、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発</p>					

No.	箇所	変更前（中間のまとめ）				変更後（案）					
		<p>市民後見人を含む権利擁護支援の担い手の育成・活躍の場の仕組みづくりに取り組みます。</p>				<p>を行い、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく一体的に確保されるよう、市民後見人及びその他の権利擁護の担い手の養成・活躍の場の仕組みづくりに取り組みます。</p>					
9	P. 90 2-5-4 高齢者等住宅修築資金助成事業	事業概要	<p>高齢者・障害者を構成員に含む世帯に属する方で、住宅におけるバリアフリー化を含む修築工事等を実施する方に対し、修築工事等に係る費用の一部を助成します。</p>			事業概要	<p>①高齢者（65歳以上）の方又は心身障害者世帯に属する者であること／②工事着工前の住宅であること／③区内の自己又は親族（六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族）が所有する住宅に居住し、住民登録をしていること／④住民税を滞納していないこと／⑤この助成金の交付を受けたことがない住宅であること／⑥文京区高齢者等住宅修築資金融資あっせん・利子補給を受けたことがない住宅であること／⑦その他の助成金の交付を受けたことがない住宅であること</p> <p>上記の要件を全て満たす場合で、住宅におけるバリアフリー化を含む修築工事等を実施する方に対し、修築工事等に係る費用の一部を助成します。</p>				
10	P. 92 3-1-2 健康診査・保健指導	3年間の計画事業量	項目	単位	4年度実績		8年度	3年間の計画事業量	項目	単位	4年度実績
			特定健康診査受診率	%	43.3（暫定値）	45.4		特定健康診査受診率	%	43.5	45.4
			特定保健指導実施率（終了率）	%	10.7（暫定値）	12.7		特定保健指導実施率（終了率）	%	14.5	16.8
11	P. 116～125 第7章 地域支援事業の推進	各図表の令和3年度から令和5年度までの実績の表と、令和6年度から令和8年度までの見込みの表を、統合しました。									

No.	箇所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）
12	P. 126 4) 地域支援事業に要する費用の見込み	直近のデータに差し替えました。	
13	P. 154～155 第8章 介護保険事業の現状と今後の見込み 5 介護基盤整備について	<p>・「<u>新たな複合型サービス</u>」¹⁴は、<u>区民ニーズ及び事業者の参入意向を踏まえ、新規整備の必要性を検討していきます。</u></p> <p>¹⁴<u>新たな複合型サービス 令和6年度報酬改定に伴い、居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複数の在宅サービス（訪問や通所系サービスなど）を組み合わせ提供する新たな複合型サービスの創設が社会保障審議会にて検討されている。</u></p>	<p>・「<u>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）</u>」は、<u>施設入所が必要になっても住み慣れた地域での生活を続けられるよう、既存事業所を活用して入所を進めます。</u></p>
14	P. 158 6 第1号被保険者の保険料の算出 2) 介護給付費等の負担割合（財源構成） ②地域支援事業費の負担割合	<p>地域支援事業は、政令で定める額の範囲内で行うこととされています。介護保険財源で実施し、財源の一部には、40歳以上の被保険者が負担する保険料が充てられています。</p> <p>このうち、第1号被保険者の負担割合は、第7期より、22%から23%に、第2号被保険者は28%から27%に見直されました。</p>	<p>地域支援事業は、政令で定める額の範囲内で行うこととされています。介護保険財源で実施し、財源の一部には、40歳以上の被保険者が負担する保険料が充てられています。</p> <p>このうち、<u>介護予防・日常生活支援総合事業については、第1号被保険者の負担割合は、第7期より、22%から23%に、第2号被保険者は28%から27%に見直されました。</u></p>
15	P. 160～ 5) 第9期における介護保険事業費の見込み 6) 第1号被保険	直近のデータに差し替えました。	

No.	箇所	変更前（中間のまとめ）	変更後（案）
	者の保険料基準額及び段階別保険料の算定		
16	P. 177 第9章 介護保険制度の運営 4 介護人材の確保・定着等	平成28年度からは、福祉避難所に指定された介護施設職員に対する住宅費補助を開始し、職員の確保・定着を図るとともに、施設における災害時・緊急時対応の体制整備を図っています。平成30年度からは、質の高い介護サービスの安定的・継続的な提供を確保するため、初任者・実務者に対する資格取得支援として、研修受講費を補助しています。また、同時に、外国人介護福祉士候補者の受入れに対する体制整備促進と育成支援等のための費用を補助しています。平成31年度からは、福祉避難所に指定された区内地域密着型サービス事業所の介護職員等の宿舍借上げ費用を補助しています。令和4年度からは、介護未経験者に対して、基本的な業務知識を習得するための研修を実施することで、多様な人材の参入促進を図り、さらなる介護人材の確保・定着等を支援していきます。	平成28年度からは、福祉避難所に指定された介護施設職員に対する住宅費補助を開始し、職員の確保・定着を図るとともに、施設における災害時・緊急時対応の体制整備を図っています。平成30年度からは、質の高い介護サービスの安定的・継続的な提供を確保するため、初任者・実務者に対する資格取得支援として、研修受講費を補助しています。また、同時に、外国人介護福祉士候補者の受入れに対する体制整備促進と育成支援等のための費用を補助しています。平成31年度からは、福祉避難所に指定された区内地域密着型サービス事業所の介護職員等の宿舍借上げ費用を補助しています。令和4年度からは、介護未経験者に対して、基本的な業務知識を習得するための研修を実施しています。 <u>令和6年度からは、介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資格の更新等に係る研修費用の一部を補助することで、多様な人材の参入促進を図り、さらなる介護人材の確保・定着等を支援していきます。</u>